

設備投資支援補助金

2024
年度



(1) 生産性向上設備導入枠

事業の生産性向上に寄与する設備の導入・更新にお役立てください

申請期間

第1期：令和6年6月17日（月）～28日（金）
第2期：令和6年10月1日（月）～11日（金）

申請方法

産業政策課窓口持ち込みかメール（kougyou@city.maebashi.gunma.jp）にて
※上記申請期間内で申請受付を行った結果、補助申請額が予算額を超えた場合は、抽選によって採択事業者を決定します。抽選結果は後日、前橋市HPにて公開します。

補助率 ・ 補助上限額

個人事業主

補助率 1/3
補助上限額 50万円

法人（小規模）※

補助率 1/3
補助上限額 100万円

法人（その他）※

補助率 1/5
補助上限額 150万円

※事業所税納付事業者への加算あり
（納付額か50万円の低い方を加算）

対象者

- ◆ 市内で1年以上継続して業を営み、その業による収益を得ている個人又は会社（一部対象外業種あり）
- ◆ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業者に該当しない
- ◆ 市税を完納している

対象経費

- ◆ 事業活動で使用する建物等（他者への賃貸目的のものを除く）に設置し、使用する設備
 - ◆ 事業において投入する経営資源に対して生み出す成果の割合を増やす、あるいは投入する資源の量を減らして相対的に生産性を高める機械設備及び生産補助設備の新規導入または既存設備の更新
 - ◆ 耐用年数1年以上で取得価格が10万円（消費税等除く）以上の資産
- ※ 詳細は実施要項をご覧ください

申請にあたって

- ◆原則市内事業者・店舗から購入していただく必要があります。
- ◆他の補助金や税制上の優遇を受ける場合は、補助対象とすることができません。
- ◆窓口で事前相談も受付けていますので、積極的にご利用ください。



申請書類等はこちら

お問い合わせ先・担当課

371-8601 前橋市大手町2-12-1 前橋市役所6階 産業政策課 産業政策・経済対策係
TEL: 027-898-6983 Eメール: kougyou@city.maebashi.gunma.jp
受付時間: 平日 午前8時30分～正午 / 午後1時～5時15分

設備投資支援補助金

2024
年度



(2) 省エネ設備導入枠

省エネ推進に寄与する設備の導入・更新にお役立てください

※公的機関による省エネ診断結果及びそれに類するものを申請時に添付する必要があります。

申請期間

令和6年9月2日（月）～13日（金）

申請方法

産業政策課窓口持ち込みかメール（kougyou@city.maebashi.gunma.jp）にて
※上記申請期間内で申請受付を行った結果、補助申請額が予算額を超えた場合は、抽選によって採択事業者を決定します。抽選結果は後日、前橋市HPにて公開します。

補助率 ・ 補助上限額

補助率 1/3
補助上限額 50万円

※事業所税納付事業者への加算あり
（納付額か50万円の低い方を加算）

対象者

- ◆ 市内で1年以上継続して業を営み、その業による収益を得ている個人又は会社（一部対象外業種あり）
- ◆ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業者に該当しない
- ◆ 市税を完納している

対象経費

- ◆ 事業活動で使用する建物等（他者への賃貸目的のものを除く）に設置し、使用する設備
- ◆ 事業者が受診した省エネ診断等（公的機関等によるもので、令和4年4月1日以後に診断結果がでたもの）により、事業所の使用エネルギー削減や、二酸化炭素排出量等の減少が見込まれる設備のこと。（創エネルギー、蓄エネルギーに関するものは除く）の新規導入または既存設備の更新
- ◆ 耐用年数1年以上で取得価格が10万円（消費税等除く）以上の資産

申請にあたって

- ◆原則市内事業者・店舗から購入していただく必要があります。
- ◆他の補助金や税制上の優遇を受ける場合は、補助対象となることができません。
- ◆窓口で事前相談も受付けていますので、積極にご利用ください。



申請書類等はこちら

お問い合わせ先・担当課

371-8601 前橋市大手町2-12-1 前橋市役所6階 産業政策課 産業政策・経済対策係
TEL: 027-898-6983 Eメール: kougyou@city.maebashi.gunma.jp
受付時間: 平日 午前8時30分～正午 / 午後1時～5時15分